

議案第39号

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月6日提出

養父市長 大林 賢一

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例（平成27年養父市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷ふれあいセンター</td> <td>養父市三宅 694 番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>木の香る浅野校区コミュニティセンター</td> <td>養父市浅野 399 番地 1</td> </tr> <tr> <td>コミュニティセンターであいの里</td> <td>養父市出合 186 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大谷ふれあいセンター	養父市三宅 694 番地 1	(略)	(略)	木の香る浅野校区コミュニティセンター	養父市浅野 399 番地 1	コミュニティセンターであいの里	養父市出合 186 番地	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷ふれあいセンター</td> <td>養父市三宅 694 番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>木の香る浅野校区コミュニティセンター</td> <td>養父市浅野 399 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大谷ふれあいセンター	養父市三宅 694 番地 1	(略)	(略)	木の香る浅野校区コミュニティセンター	養父市浅野 399 番地 1
名称	位置																		
大谷ふれあいセンター	養父市三宅 694 番地 1																		
(略)	(略)																		
木の香る浅野校区コミュニティセンター	養父市浅野 399 番地 1																		
コミュニティセンターであいの里	養父市出合 186 番地																		
名称	位置																		
大谷ふれあいセンター	養父市三宅 694 番地 1																		
(略)	(略)																		
木の香る浅野校区コミュニティセンター	養父市浅野 399 番地 1																		
別表（8条関係）	別表（8条関係）																		
(大谷ふれあいセンター) (単位：円)	(大谷ふれあいセンター) (単位：円)																		
(略)	(略)																		
(八鹿ふれあい倶楽部) (単位：円)	(八鹿ふれあい倶楽部) (単位：円)																		

改 正 案							現 行						
(略)							(略)						
(小佐ふれあい倶楽部) (単位：円)							(小佐ふれあい倶楽部) (単位：円)						
(略)							(略)						
(高柳ふれあい倶楽部) (単位：円)							(高柳ふれあい倶楽部) (単位：円)						
(略)							(略)						
(伊佐ふれあい倶楽部) (単位：円)							(伊佐ふれあい倶楽部) (単位：円)						
(略)							(略)						
(宿南ふれあい倶楽部) (単位：円)							(宿南ふれあい倶楽部) (単位：円)						
(略)							(略)						
(西谷ふれあいの家) (単位：円)							(西谷ふれあいの家) (単位：円)						
(略)							(略)						
(口大屋高齢者コミュニティセンター) (単位：円)							(口大屋高齢者コミュニティセンター) (単位：円)						
(略)							(略)						
(南谷ふるさとセンター) (単位：円)							(南谷ふるさとセンター) (単位：円)						
(略)							(略)						
(木の香る浅野校区コミュニティセンター) (単位：円)							(木の香る浅野校区コミュニティセンター) (単位：円)						
(略)							(略)						
<u>(コミュニティセンターであいの里)</u> (単位：円)													
区分	使用時間区分及び基本使用料												
	9時から			13時から			18時から						
	12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで							
ホール	1,650	4,400	7,150	2,200	4,950	2,200							

改 正 案							現 行
研修室	930	2,480	4,030	1,240	2,790	1,240	特別料金(各施設共通) 1～3 (略)
特別料金(各施設共通) 1～3 (略)							

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。